

12月4日～10日は人権週間

あま市

人権週間特集号



「タイトル」

手の平の拓、それを鳥に変化させて
上に飛びたつようにみせたもの

小木太法書

《世界人権宣言70周年》

みんなで築こう人権の世紀
～考えよう相手の気持ち
未来へつなげよう

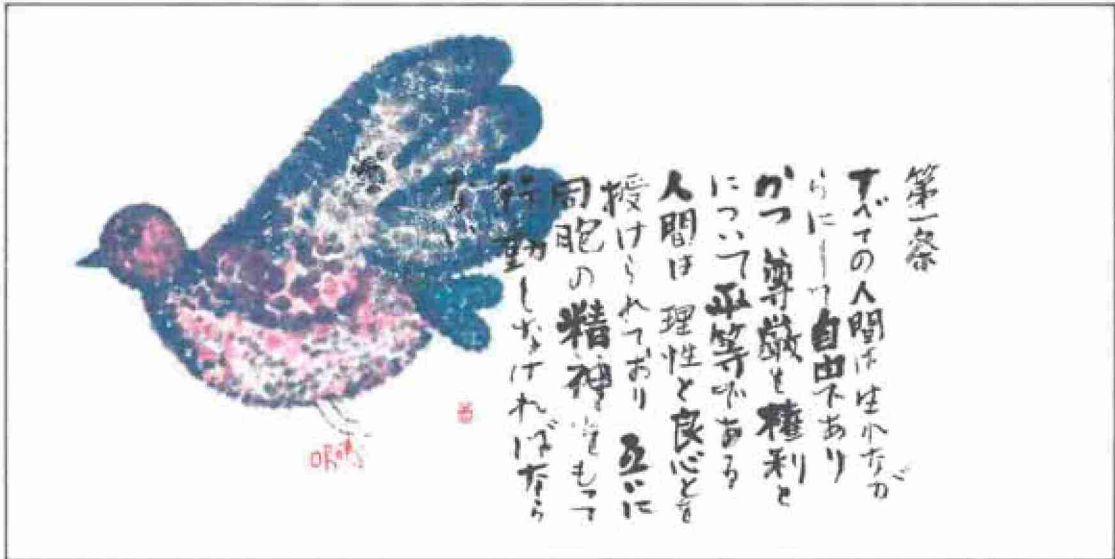
違いを認め合う心～

今年、世界人権宣言が採択されて70周年となります。
左の世界人権宣言啓発書画は、日本の書道家こぎたいほう小木太法氏
(東京学芸大学名誉教授) とブラジルの画家オタビオ・
ロス氏が国境を越え、人種や言葉などの壁を越えて、表
現しました。この作品に表されたこの2人の芸術家の感
動を通じて、世界中の人々に、この人類の英知を示した
人間讃歌である世界人権宣言がより深く浸透していくこ
とが期待されます。

(世界人権宣言より) 提供：公益財団法人 人権擁護協会)

人権について

(世界人権宣言より 提供：公益財団法人 人権擁護協会)



【鳥】 「自由と解放」を表わしたもの 小木大法書
オタビオ・ロス 画

私たちが人間らしく生きながら、それぞれの幸せを築いていく権利、それが「人権」です。

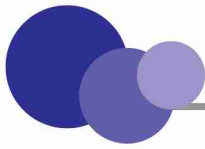
人権は、私たち一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、国籍・性別・出身などにかかわらず、だれもが生まれながらに持っている権利です。

しかし、私たちのまわりには、いじめや虐待によって、尊い命が奪われたり女性だから、高齢だから、障がいがあるから、同和地区出身だから、外国人だからということで差別を受けることもあります。また、ハンセン病に対する間違った認識や偏見によって、今でも故郷に帰ることができない人もいます。さらに近年では、インターネットによる人権侵害など新たな問題も起きています。

人は、社会の中で、多くの人々とのつながりや支え合いによって生きています。

すべての人々が平和で豊かな生活を送るためには、人それぞれの違いを認め合い、思いやり、共に助けあうことが大切なのです。





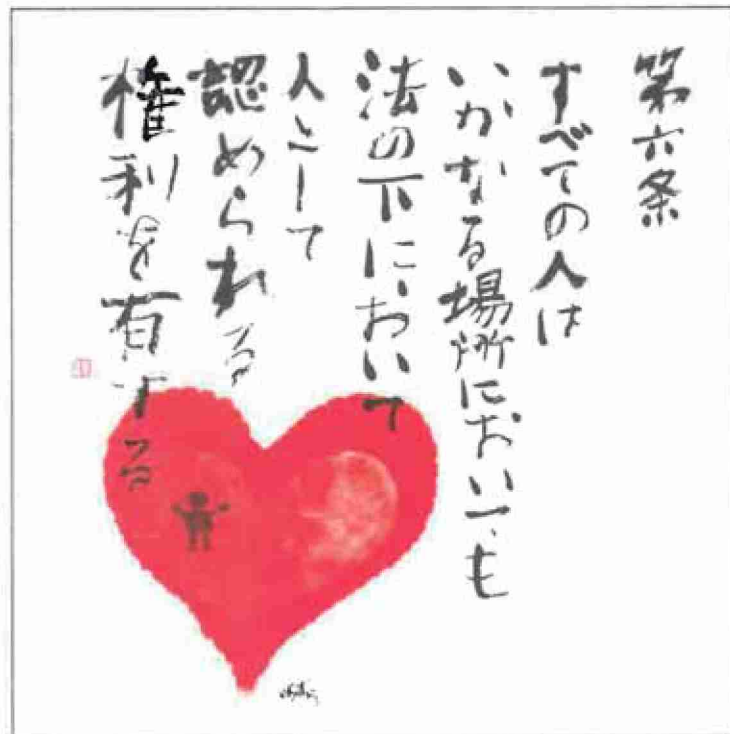
世界人権宣言

20世紀に世界を巻き込んだ第二次世界大戦では、特定の人種の迫害や大量虐殺、人権侵害や抑圧が横行し、多くの人の命が奪われました。そこで、このようなことを二度と繰り返さないよう、昭和23年12月10日、国際連合*第3回総会において、すべての人と国が守るべき基準として「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないとうたい、人権を国際社会のルールとし

ています。

国際連合は、世界人権宣言を採択したことを記念して、12月10日を「人権デー」と定め、加盟国などに人権の発展にさらに努めるように求めています。

また、日本では、毎年12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間を人権週間とし、人権を尊重する考え方を広め、その理解を深めてもらうための活動を全国で行っています。



「ハートと人間」

ハートは一人一人の生命を表わし、その中に人がいることによって、一人一人が「比類のない存在であること」を表わしたものである。

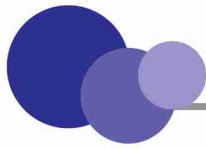
小 木 太 法
オ タ ビ オ ・ ロ ス
画 書

(世界人権宣言より 提供：公益財団法人 人権擁護協会)

※ 昭和20年に発足した国際連合は、今では190か国以上が加盟する大きな国際機関です。

国連には、人権の擁護・促進のための様々な機関が設置されており、国際社会における人権保障の枠組みの中で大きな役割を担っています。



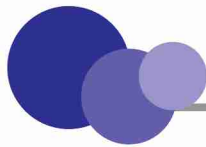
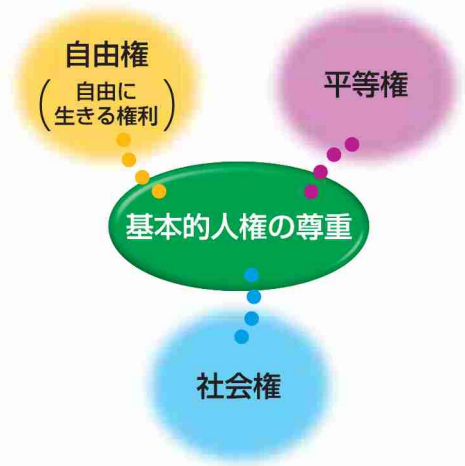


日本国憲法

人権に関して日本では、憲法の中で世界人権宣言と同じ内容を定めています。基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできないものであると規定されています。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

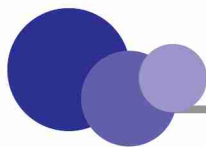


あま市人権尊重のまちづくり条例

あま市では、平成23年に愛知県内で初めて人権に関する条例を制定しました。

条例の前文では、「私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断

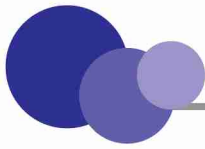
の努力を重ねていくことを決意し、」とうたわれています。差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていくためには、私たち一人ひとりが、自らの人権意識を高め、市や市民、事業者等が互いに協力し合っていかななくてはなりません。



平成30年度啓発活動強調事項

毎年法務省では、人権啓発の強調事項を定め、啓発活動を推進しています。

(1) 女性の人権を守ろう	(10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
(2) 子どもの人権を守ろう	(11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
(3) 高齢者の人権を守ろう	(12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
(4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう	(13) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
(5) 部落差別等の同和問題に関する偏見や差別をなくそう	(14) 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
(6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう	(15) 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
(7) 外国人の人権を尊重しよう	(16) 人身取引をなくそう
(8) HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう	(17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう
(9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう	



人権擁護委員の活動

人権擁護委員は、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている
法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアです。

あま市には11名の人権擁護委員がいます。みなさんにお話を伺ってみました。

あま市の人権擁護委員の方々は、
具体的にどんな活動をされているの
でしょうか？

①人権啓発、②人権相談、③人権侵犯の
調査・救済を3本の柱として、人権が正し
く守られ実践されることをめざして11人が
一致協力して、諸活動を進めています。具
体的には、保育園、小学校、放課後児童ク
ラブでの人権教室、老人福祉施設でのふれ
あい会、小学校での花を育てる人権の花運
動。また、困っている方との面接・電話相
談や、誰とも相談できず悩んでいる小中学
生とのSOSミニレターによる相談活動な
どです。

みなさん毎月のように活動されてい
て、とても大変だと思つのですが、人
権擁護委員を引き受けようと思つた
のはどうしてでしょうか？

宮沢賢治が「世界がぜんたい幸福になら
ないうちは個人の幸福はあり得ない」と
言っています。そのぜんたい幸福は、誰
もが、いつも正しく人権を守り、実践する
時、はじめて実現する社会と言えましょう。
人権擁護委員活動の一つ一つが、そんな
社会の実現に役立つと確信して委員を引き
受けました。活動後の子どもたちの笑顔に
一歩一歩そんな社会に近づいている気がし
ています。



人権尊重の意識を広めていくために
は子どもからの教育が大切だと
思つのですが、活動の中で何か特別に
意識されていることはありますか？

人権教室では、本の読み聞かせ、紙芝居、
人形劇、人権クイズ、カルタとりなどで、
感謝する心や、勇気や心優しい場面につれ
ることを通して、人権を大切にする心(相
手を思いやる優しい心)を養つことをめざ
しています。また、花を育てる活動を通し
て、生命の大切さや、協力・根気・努力の
必要性に体験的に気づくことで、確かな人
権の実践者の育成につとめています。

最後に、あま市のみなさんへメッセー
ジをお願いします。

人権を大切にする生活習慣は、平和で豊
かな住みよいまちづくりの基本です。あま
市では、平成24年3月に「人権尊重のまち
づくり行動計画」が策定され、その基本理
念に「信頼・助けあい・思いやりにあふれ
たまちあま市をめざす」とされています。
この機会に、市民全員が、今一度人権に
ついて考え、理想の人権尊重のまちをめざ
す人権実践市民となつてほしいと願つてい
ます。

女性の人権のこと

身近に起こるドメスティック・バイオレンス (DV)・デートDV

DV被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係や、経済力の格差など社会的な構造問題が存在しているといわれています。最近では、10代、20代の交際相手同士で起こる「デートDV」が問題となっています。

DVは様々なかたちでの暴力があり、DV加害者の多くは所有意識が強く相手を支配下に置いておきたいという願望があり、自分の身の回りの状況や相手の態度や行動が自分の思い通りにならないストレスを暴力によって発散するのです。



経済的暴力
生活費を渡さない
お金の使い方を細かく
チェックする
外で働かせない

性的暴力
避妊に協力しない
性行為の強要



身体的暴力
殴る、蹴る
物を投げつける
突き飛ばす
あざができるほどつかむ

精神的暴力
大声で怒鳴る、ののしる、
殴るふりをして脅す
人格を否定するような暴言
交友関係を細かく監視



DVは、相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、犯罪となりうる行為です。

ただ単に家庭内の問題というだけで片づけられません。また、暴力は繰り返され次第にエスカレートしていく傾向があります。ひとりで悩まず、相談してみましよう。

〈あま市女性相談〉

子育て支援課 女性相談
☎052-444-3173 (平日9時から16時まで)

〈愛知県女性悩みごと相談〉

女性相談センター
☎052-962-2527 (平日9時から21時まで 土日9時から16時まで)
女性相談センター海部駐在室
☎0567-24-2134 (平日9時から17時まで)

〈女性の人権ホットライン〉

☎0570-070-810 (平日8時30分から17時15分まで)

知っていますか? AV出演強要・JKビジネス問題

「アイドルになりませんか？」などと、スカウトを装って若い女性が声を掛けられ、同意していないのにアダルトビデオ (AV) への出演を強要されたり、「JK (女子高生) ビジネス」と呼ばれる営業で性的サービスを強要されるなど、若い女性が性的な被害を受ける問題が発生しています。

このような問題は、ひとりで解決することがとても難しい場合があります。自身の身体や心を守るためにも、まずは相談窓口にご相談してください。

相談窓口

内閣府では、啓発サイトを開設し、被害事例や相談窓口を掲載しています。

〈内閣府男女共同参画局ホームページ〉

内閣府 AV JK

検索

〈女性の人権ホットライン〉

0570-070-810

(平日8時30分から17時15分まで)

子どもの人権のこと

～未来を担う子どもたちのために～

世界には、貧しさや飢えや戦争あるいは虐待などで苦しんでいる子どもがたくさんいます。このような現実に向けた世界の国々は、平成元年国連において、世界中の子どもたちがもっている権利を定めた「児童の権利に関する条約」（子どもの権利

条約）を採択しました。日本も国内における子どもの人権尊重への取組を強めることと、子どもの人権尊重について世界各国と協力していくために、平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。

「子どもの権利条約」が定めている権利



1. 生きる権利

妨げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療をうけられることなど



2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど



3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど



4. 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど

公益財団法人 日本ユニセフ協会HPより

しかし、日本では虐待やいじめによる自殺、子どもの貧困問題など、子どもの人権は、近年深刻な状況にあります。子どもは、

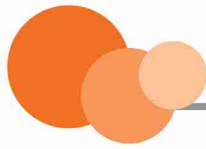
自ら助けを求めにくく、周囲の大人がいち早く気づいてあげることがとても重要になってきます。

あま市における児童虐待通報件数推移

	身体的虐待	ネグレクト※	性的虐待	心理的虐待
平成27年度	13	18	0	16
平成28年度	15	15	0	13
平成29年度	14	10	0	23

（資料：子育て支援課）

※幼児・児童に対し、その保護、養育義務を果たさず放任する行為のこと。家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの行為があります。



児童虐待

児童虐待は、主として家庭内で起こるため、潜在化し、その対応も難しいものがあります。時には、「しつけ」として見逃され

てしまいがちですが、死に至る痛ましい事件に発展する可能性もありますので、周囲の気づきが防止の重大なカギとなります。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

オレンジリボン運動

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

2004年、栃木県小山市で3歳と4歳になる二人の兄弟が父親の友人から再三にわたって暴行を受け、息も絶え絶えの状態、橋の上から川に投げ込まれて幼い命を奪われるという痛ましい事件をきっかけに、全国でオレンジリボン運動が始まりました。このオレンジリボンの色は里親家庭で育った子どもたちが「子どもたちの明るい未来を示す色」として選んだといわれています。その胸の中に、オレンジフルーツのような明るさと暖かさを感じたいという思いがあったのではないのでしょうか。

「もしかして…」と思ったら
児童相談所全国共通ダイヤルまで

いちはやく
☎189

あま市では、「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」を設置し、通報等があった場合、関係機関と協力して対応します。虐待の通報をはじめ育児に悩んでいるといった相談も行っております。まずはお電話ください。

海部児童相談センター

☎0567-25-8118

子育て支援課

☎052-444-3173

専用アドレス gyakubou@city.ama.lg.jp

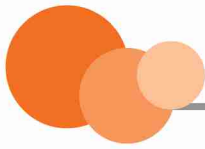
FAX 052-443-3555



～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合みましょう。

- ①子育てに体罰や暴言を使わない
- ②子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- ③爆発寸前のイライラをクールダウン
- ④親自身がSOSを出そう
- ⑤子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援



いじめ

最近の子どものいじめは「ネットいじめ」など多様化が進み、一層みえにくくなっています。また、「いじめ」は、一見すると、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもとの対立構造のように見えますが、「いじめ」を面白がって見ている「観衆」や見て見ぬふりをしている「傍観者」が存在します。

「いじめ」を受けている子は、相談相手もないまま、来る日も来る日も一人で深刻に悩み続け、学校へ登校して皆と顔を合わせ

ることさえ恐ろしくなり、孤独感にさいなまれて行き場を失い、遂には死をも考えるほどの心理状態になっていきます。

「いじめ」の根底には、他人に対する思いやりや、互いに認め合うといった人権意識の未熟さ、希薄さがあります。「自分がこんなことをされたら」、「自分がこうしてもらえたら」というように何事も自分に置き換え、相手の心の痛みについて考えてみましょう。

悩んだらいつでも相談を

〈子どもの人権110番〉 全国共通／通話料無料

ぜろぜろななのひゃくとおばん

0120-007-110 (平日8時30分から17時15分まで)

〈子どもの人権SOSミニレター〉

6月にSOSミニレター（便箋兼封筒）をあま市内小中学校に配布しています。先生や親に相談できない悩みごとを書いて送ってください。人権擁護委員等が相談に応じてくれます。

〈SOS-eメール〉

パソコンからは

http://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

インターネット人権相談

検索

携帯電話からは

<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/.html>



障がい者の人権のこと



愛知県 人権 詩集より

かわいそう
ママ、あの人、かわいそう
子どもが言った。
そうね。かわいそうね。
母親が言った。
わたしはそんなに可哀相か。
車イスは可哀相なのか。

障がいは特別ではありません。病気やけがなどで障がいを持つことになる可能性はだれにでもあります。高齢になれば、体の機能が低下し、何らかの障がいが見れるものです。だれにとっても障がいは身近なものであり、決して他人事ではないのです。

障がいは多種多様で、体に障がいがある人や知的能力が年齢相応でない人、外見からは障がいのあることが分からない人もいます。

障がいによる日常生活の困難さを感じている人がいますが、障がいがあったとしても、社会や周囲からの配慮や、だれもが利用しやすいまちづくりやものづくりを進めていくことで、自分の能力を発揮し、さまざまな活動をすることができます。仕事に就き、地域で自立した生活を送ったり、スポーツや芸術の分野で活躍することも可能です。そのためには、取り除かなくてはならない様々なバリア（障壁）があります。

制度的バリア

障がいを理由として、資格や免許が取得できないなど

物理的バリア

階段や歩道の段差、通行を妨げる障害物など



心のバリア

障がいのある人を最初から「特別視する」区分け意識や、偏見・差別の意識など



文化・情報面のバリア

音声や点字、手話、字幕といった、必要な人に分かりやすい案内がないなど

様々なバリアによって、障がいのある人が困ることをなくしていくために、周りの人や社会がすべき無理のない配慮（合理的配慮）などを定めた「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**」（**障害者差別解消法**）が平成28年に施行されました。

例えばこんな合理的配慮があります



障がいのある人の
駐車スペースは施設
近くに設ける



車いす用の低いカ
ウンターを設ける



筆談、読み上げ、
手話など、障がい
に応じたコミュニ
ケーション手段を
用いる



試験時の別室受験、
読み上げ機能など
の使用許可

あま市では、手話通訳者を設置しています。

聴覚障がい者等で、手話を利用される方に対して、庁舎内の窓口での各種手続きや相談の際に手話での通訳ができるように、手話通訳者を設置しています。

【設置場所】

甚目寺庁舎社会福祉課 障害福祉係

【設置時間】

毎週火曜日 9時から正午、13時から16時まで

毎週木曜日 9時から正午



「できることから始めよう！」

道の段差を越えられずに困っている車いすに乗った人に出会ったら？

→「手伝えることはないですか」などと声をかけてみましょう。

視覚障がい者の人の誘導ブロック上に自転車が止めてあった。そこに止めても大丈夫？

→視覚障がいの方がその上を歩くことができなくなってしまいます。社会のルールやモラルを守って行動しましょう。



はくじょう
白杖を手にした視覚障がいの方が白杖をまっすぐにかけています。

→白杖をかかげるポーズは「白杖SOSシグナル」といって、近くにいる人に助けを求めています。「どうされましたか」などと声をかけてみましょう。

どんな人にも得意不得意があり、それらは一人一人
 違ってきます。障がいのあることないこと、お互いの
 違いを理解しあいながら、すべての人が共に暮らせる
 社会になっていくことが大切です。



●障がい者に関するマーク

	障がい者のための 国際シンボルマーク	障がい者が利用できる建物や駐車場、トイレであることをしめす世界共通のマーク
	身体障害者標識	身体に障がいのある人が運転する車であることをしめすマーク
	聴覚障害者標識	耳に障がいのある人が運転する車であることをしめすマーク
	盲人のための 国際シンボルマーク	目に障がいのある人が使いやすい建物や信号などの施設を示す世界共通のマーク
	耳マーク	聞こえが不自由なことを示したり、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を示すマーク
	ほじょ犬マーク	障がいのある人の体の一部となって働く補助犬の受け入れを示すマーク スーパー、ホテル、飲食店などの施設の入り口で見かけます
	オストメイトマーク	人工こうもんや人工ぼうこうをつけた人が使いやすいトイレなどの施設があることを示すマーク
	ハート・プラスマーク	身体の中に障がいがある人を示すマーク このマークを付けている人を見かけたら席をゆずったり、トイレを先に使ってもらってください
	ヘルプマーク	外見からはわからなくても、助けが必要な人のためのマーク このマークを付けている人を見かけたら席をゆずったり、困っているようなら声をかけてあげてください
	筆談マーク	筆談で対応する意思表示を表すマーク 聴覚障がい者にとって筆談で対応できることが一目でわかることで、安心して窓口や施設などを利用することができます

ハンセン病のこと

ハンセン病は、ノルウェーの医師アルマウエル・ハンセンによって発見された感染力が非常に弱い「らい菌」による感染症です。「ハンセン病」という病名はこの発見者にちなみ名づけられました。

当時、ハンセン病はおそろしい病気であるとの誤解から、ハンセン病患者は、強制

的に療養所に収容され、そこから出られず子孫を残すことも許されませんでした。

また、ハンセン病患者を県からなくそうとする「無癩県運動」が官民一体となって行われていたときもありました。隔離政策は、平成8年の「らい予防法」廃止まで、長年にわたり続けられました。

隔離政策に反対した 小笠原 登 医師



明治21年7月10日、あま市にある圓周寺^{えんしゅうじ}で生まれ、大正15年から京都帝国大学（現在の京都大学）でハンセン病治療を担当。ハンセン病の発症は体質によるところが大きいこと、ハンセン病は不治ではないこと等の考えから、当時の強制隔離^{きょうせいかくり}に反対しました。82歳で死去。

現在は、全国で1,338人（平成30年5月1日現在）の方が全国14か所の療養所で生活をしています。入所者は自由に療養所を退所、再入所することができるようになりましたが、高齢化、後遺症、偏見・差別など

のために、多くの方が療養所での生活を余儀なくされています。入所者は、後遺症を抱えながら、自由に生きるための努力をされています。



《ふるさと》 入江 亜子 1996年

熊本県にある国立療養所菊池^{こくりつりょうようじょまくち}恵楓園^{けいふうえん}には入所者による金陽会^{きんようかい}という絵画クラブがあり850点を超える作品が残されています。その中には、故郷や家族を想って描かれた作品が多数あります。

部落差別(同和)問題のこと

明治4年8月、明治政府は、長い間苦しめられていた江戸時代の賤民身分の人々に対して、「今後、身分・職業とも平民同様にする」という、解放令を出しました。しかし、これは被差別部落の人々を差別と貧困から解放するための制度的・経済的な裏付けは何も伴っていませんでした。その上、納税、兵役、就学などの義務が課せられたばかりか、それまで被差別部落の人々のわずかな特権であった皮革などの仕事は、職業の自由の名の下に奪われてしまったため、より悲惨な生活を続けざるを得ませんでした。

明治5年に、壬申戸籍といわれる全国的な戸籍がつけられました。この戸籍には、旧身分や職業が記入されていたり、なかには「新平民」などの差別呼称が記入されていたところもありました。この戸籍は、その閲覧が全面的に禁止される昭和43年まで、結婚や、就職などの差別に利用されていました。

被差別部落の人々は、差別によって就職の門戸は閉ざされ、さらに不安定な仕事にしか就けず、低賃金労働者の底辺を支える役割を負わされたのです。

「人の世に熟あれ、人間に光あれ」

このような差別に被差別部落の人々は、自らが立ち上がり、差別をなくす闘いをしない限り、差別はなくなるという想いから水平社運動を起こしました。

大正11年全国水平社創立大会が開かれ、人権宣言とも言うべき水平社宣言が読み上げられました。この時最後に読み上げられたのがこの一文です。全ての人が自らの差別意識から解放されることによって人と人とが尊敬し、認め合える社会が実現できるという意味で述べられました。

部落差別
解消推進法が
施行されました

「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016年12月16日に施行されました。すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会の実現をめざす法律です。一人ひとりが違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会を築いていきましょう。

全国図書館連絡協議会

現在においても、インターネット上の差別書込みや結婚時の身元調査などの人権問題が起こっています。「部落差別(同和)問題は自分には全く関係ない」と思っている人でも、交際や結婚といった身近な問題となると、部落(同和)地区の人であるかどうかにかたわりを持つことがあります。

国は、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)を制定しました。今もなお根強く残る部落差別に対して、私たち一人ひとりが部落差別(同和)問題に対して正しい理解を持ち、差別は絶対に許さないという認識にたって行動することが必要なのです。

インターネットによる人権侵害のこと

インターネットの普及により、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。

いったん掲載された情報は、様々なところに流出してしまう可能性があり、完全に削除することは難しいことから、人権を侵

害する悪質な情報の掲載については、法的な対応や、業界の自主規制による対策が講じられています。

インターネットを利用するときは、画面の向こうには常に人がいることを意識して、個人のプライバシーを守り、お互いの個性や違いを認め合う情報モラルを身につけることが必要です。

近年では、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」や「部落差別解消推進法」が平成28年に施行されたことを受け、通信関連業界4団体では、平成29年に自主規制である「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の解説を改訂し、禁止事項とされている「他社に対する不当な差別を助長する等の行為」として、「いわゆるヘイトスピーチ」や「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどを示す情報をインターネット上に流通させる行為」が該当することを明確化しました。

インターネット上で差別を助長するような書込みを見つけた場合

人権推進課 ☎052-444-0398

インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口

インターネット・ホットラインセンターURL (警視庁や法務省人権擁護機関とも連携)
<http://www.internethotline.jp/>

性的マイノリティ(少数者)と人権のこと



6色の虹色は、性の多様性を表すシンボルカラーとして世界共通で使われています

人には、自分がどのような性別なのかという「心の性」と生物学的な「身体の性」があります。この2つが一致していれば、違和感を覚えることはありません。しかし、「心の性」と「身体の性」が一致せず違和感を持つ人もいます。

また、好きになる対象も、同性だったり、男性・女性どちらも好きになる、もしくは恋愛感情をもたない人もいます。

性のあり方は人それぞれ違います。多様なのです。少数者の人権を尊重し、理解していくことが「誰もが自分らしく生きることのできる権利」を守ることに繋がります。

